## 事業評価シート

担当課・室長:廃棄物・リサイクル対策部企画課長

	セスタイプ 担当課・至長:廃業物・リザイグル対策部企画課長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
事業名	循環型社会形成推進基本計画の策定等
上位施策名	廃棄物・リサイクル対策
1 事業の概要	循環型社会を形成する基盤となる条件の整備を図るため、循環型社会形成推進基本計画(以下基本計画という)を策定中である。
	(1)基本計画の根拠 循環型社会形成推進基本法第15条第1項では、循環型社会 の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本 計画を定めることとしている。
	(2)スケジュール 平成13年4月 計画(案)について審議会の審議開始 平成14年4月まで 審議会が環境大臣に計画(案)について 意見陳述 平成15年10月まで 基本計画閣議決定
2 進捗状況	現在、基本計画の策定のための具体的な計画(案)について審 議を進めているところである。
	(1)基本計画の内容 基本計画について同条第3項及び第4項では、環境大臣が、 中央環境審議会が意見を述べる基本計画策定のための指針に即 し、かつ同審議会の意見を聴いて基本計画の案を策定し閣議決 定を求めることとしているので、計画の具体的な内容について は、中央環境審議会の意見を待つ必要があるが、現在考えうる ものとしては、
	循環型社会の形成に関する施策の基本方針 我が国が目指す循環型社会のイメージ 関係個別法及び個別施策との総合的・有機的な連携の基本 的な方向 循環資源の発生、循環的な利用及び処分の目標量
	循環型社会の形成に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 国、地方公共団体、事業者、国民が果たすべきそれぞれの 役割 主要な循環資源ごとの個別の施策、施設整備の基本的な方 針、国が率先して実行しようとする行動
	その他循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に 推進するための必要事項 計画のフォローアップの在り方 関連施策との有機的な連携の確保のための留意事項 などが挙げられる。
	(2)審議実績 第1回 平成13年4月27日

	第2回 平成13年5月31日 第3回 平成13年6月30日 今後は、更に審議を重ね、地方ヒアリング、パブリックコメントを経て計画が取りまとめられることとなる。
3 評価	計画(案)の意見陳述の期限は平成14年4月まで、基本計画の 閣議決定の期限は平成15年10月であるが、循環型社会の形成は喫 緊の政策課題であり期限を前倒しして策定できるよう精力的に審 議が進められているところである。
4 予算事	項名 ・循環型社会形成年次報告策定事務費 ・循環型社会形成推進関連情報整備費 ・循環型社会推進等経費 ・循環型社会形成促進事業
5 対応副旅	策等